

「住宅セーフティネット制度」のご案内

住宅セーフティネット



とは

高齢者、障害者、子育て世帯などの住宅確保要配慮者のために、民間の賃貸住宅の空き室を活用して、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的とした制度です。「①民間の賃貸住宅の登録制度」、「②居住支援協議会等による居住支援」、「③経済的支援」の三つの柱から構成されています。

住宅セーフティネット制度のイメージ

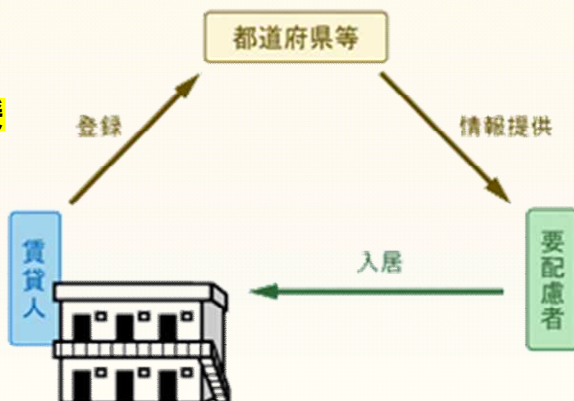
①民間の賃貸住宅の登録制度

家主の皆様がお持ちの物件を「セーフティネット住宅」として登録できます。

原則、都道府県毎に登録され、登録された物件は国が管理する専用のウェブサイト(下図左)に無料で掲載され、広く物件情報が公開されます。

③賃貸人等への経済的支援

中野区や東京都、国において様々な経済的補助を実施しています。中野区の補助については裏面へ



②居住支援協議会等による居住支援

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進に向けた課題解決のための検討や、居住支援法人による入居支援や生活のサポートを行います。

セーフティネット住宅の登録について

セーフティネット住宅 情報提供システム

HOME 制度について知る 住宅登録事業者の方へ お問い合わせ よくあるご質問

このサイトは、住宅確保要配慮者内滞入困難賃貸住宅専用の検索・閲覧・申請サイトです。住宅確保要配慮者内滞入困難賃貸住宅とは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)に基づき、規模や構造等について一定の基準を満たした住宅です。

都道府県からさがす

都道府県をクリックしてください。

国土交通省 情報提供メール配信 登録/掲載

居住支援に関するお問い合わせ

居住支援法人について 居住支援協議会について

賃貸住宅供給促進計画の策定状況

各自治体の詳細状況について

セーフティネット住宅 情報提供システムURL
<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>

セーフティネット住宅には「登録住宅」及び「専用住宅」の2種類あり、登録にあたっては様々な要件があります。また、全ての住宅確保要配慮者ではなく、高齢者のみの入居を拒まない等、登録の際に入居対象者の範囲を定めることもできます。詳しくは下記のお問い合わせ先までご確認ください。

◆お問い合わせ先
公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター
(新宿区西新宿7-7-30 小田急西新宿0-PLACE3階)
☎:03-5989-1791

中野区居住支援協議会とは

中野区居住支援協議会
中野区居住支援協議会HP

中野区で「住み良い暮らし作り」をお手伝いします。

住宅を借りた方
住宅を貸したい方

支援マップ

お住まいの場所から、お近くの協力店、協会の窓口へご相談ください。

中野区居住支援協議会HP
<https://www.nakano-kyojushien.jp>

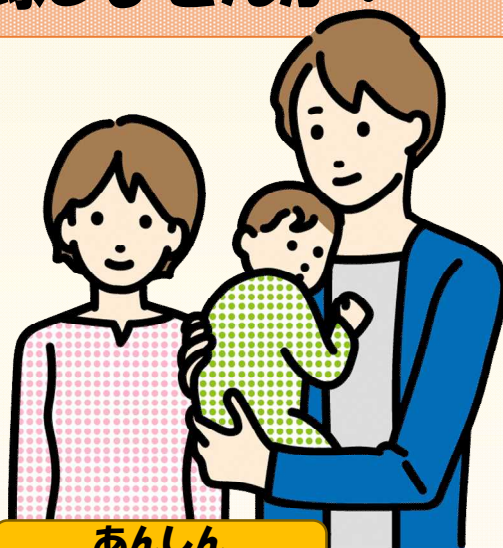


住宅の確保に配慮を要する方々が民間賃貸住宅に円滑に入居出来るよう、行政、不動産団体、福祉・居住支援団体等が連携し、入居から退去まで切れ目ない支援を行うことを目指す任意団体です。中野区では令和3年3月に設立されました。

◆事務局 中野区中野4-8-1
中野区 都市基盤部 住宅課
☎:03-3228-5581(直通)

お持ちの賃貸住宅の空き室を セーフティネット住宅へ登録しませんか？

中野区では**高齢者**や**子育て世帯**など住宅の確保に配慮を要する方のための住宅(セーフティネット住宅)の登録を支援するため、家主や管理会社の方へ向けて様々な補助事業を行っています。



改修費補助

最大 **100万円**
(1戸あたり)

※対象工事費の2/3が上限
※セーフティネット専用住宅限定

あんしん 保険料補助

最大 **6,000円**
(1戸あたり年額)

※保険料実費
※セーフティネット登録住宅も可

住宅改修費補助

※改修工事着手前の事前相談及び交付決定が必須になります。

- ◆主な要件
 - ・セーフティネット住宅(専用住宅のみ)として登録(見込みも可)を受けること。
 - ・改修工事完了の日からセーフティネット専用住宅として10年間以上管理すること、他
- ◆主な対象工事
バリアフリー改修工事、子育て世帯対応改修工事、間取り変更工事、等
- ◆申請期限
令和5年11月30日(木)まで ※事前相談は10月31日(火)まで

あんしん保険料補助

- ◆主な要件
 - ・セーフティネット住宅(登録住宅・専用住宅 両方可)に登録されていること。
 - ・民間賃貸住宅の家主や管理会社が加入している、入居者死亡保険等が以下のいずれかを補償する内容となっていること。
 - 残存家財の整理費用 ○原状回復費用 ○空き家となったことによる逸失家賃
 - ・入居世帯が60歳以上の単身高齢者であること。
- ◆申請期限
通年(ただし、加入している保険の契約期間の満了後になります。)

※その他いくつか条件がありますので、詳細については下記担当までお問い合わせ下さい。



問い合わせ先: 中野区都市基盤部住宅課(区役所9階4番)

Tel: 03(3228)5581 Fax: 03(3228)5669

Mail: jutaku@city.tokyo-nakano.lg.jp